

令和3・4年度安芸高田市小規模修繕契約希望者登録制度 募集案内

安芸高田市が発注する小規模な修繕契約のうち、施設の修繕の内容が軽易で、かつ履行が容易なもののうち、機能を維持することを目的とする50万円未満の契約を希望する方の登録を行います。

1 登録できる者 ※下記の全てを満たしている者

ただし、2の登録できない者に該当する者は登録できません。

- (1) 小規模修繕の全部を自ら履行できる者。
- (2) 小規模事業者が次に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該ア又はイに定める要件に該当する者。
ア 法人 安芸高田市内に商業登記簿上の本店又は建設業法上の主たる営業所を有している者。
イ 個人 安芸高田市内に住民登録があり、安芸高田市内に主たる事業所を有している者。(他の者に雇用されている者を除く。)
- (3) 希望する業務の履行に当って、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録を有している者。
- (4) 安芸高田市税を滞納していない者。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者。

2 登録できない者 ※下記のいずれかに該当する者

- (1) 上記1の(1)から(5)のいずれかを満たさない者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者
- (3) 公共の契約の相手方としてふさわしくない者

※ 安芸高田市建設工事競争入札資格審査との両方の申請はできません。

3 登録者の取り扱い

審査の結果は、令和3年3月末頃に、小規模修繕契約希望者登録認定通知書により通知し、安芸高田市小規模修繕契約希望者名簿に登載します。

認定された方は、安芸高田市が発注する小規模修繕契約の際に業者選定の対象となり得ますが、業者選定や契約を約束するものではありませんのでご承知ください。

4 対象となる契約

別紙の登録種別の中から5種別まで申請できます。一括下請けはできませんので、自ら施工できる範囲で申請してください。

区分	登録種別
建築関係	①壁・防水 ②屋根・金物 ③ガラス ④鋼製金具 ⑤木製金具 ⑥内装 ⑦畳 ⑧錠鍵 ⑨塗装 ⑩大工 ⑪左官
設備関係	①空調 ②電気 ③通信 ④ガス ⑤給排水・衛生

5 提出書類

- (1) 安芸高田市小規模修繕契約希望者登録申請書【様式第1号】
- (2) 印鑑証明書【写し可】
(証明年月日が申請書を提出する日から3か月前の日以降のもの。)
- (3) 消費税及び地方消費税の納税証明書【写し可】
(証明年月日が申請書を提出する日から3か月前の日以降のもの。)
 - ア 国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3又はその3の2若しくはその3の3)による納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの。)を添付してください。
 - イ 消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。
 - ウ 納税証明書は、納税地を管轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。(他の税務署では発行されません。)
 - エ 代理人が申請する場合は、委任状が必要などの制約がありますので、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。
※非課税の方も証明書は発行されます。
- (4) 希望する業種を履行するために、法令の定めにより許可、免許又は登録が必要な場合はその許可証の写し。
- (5) 誓約書(安芸高田市税について滞納がないこと等の誓約。)**【別紙様式】**
- (6) 安芸高田市内に本店を有することが確認できる書類
※印鑑証明書に表記してある住所で、安芸高田市内に本店を有することが確認できない場合に提出して下さい。
- (7) 84円切手(認定通知書送付用)

6 申請書

安芸高田市ホームページ (<http://www.akitakata.jp/>) からダウンロードできます。

7 受付期間及び受付時間

令和2年11月24日(火)から令和2年12月18日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日は除きます。)いずれの日も午前9時から午後4時まで

※ 申請書類の補正を求められた場合、令和2年12月25日(金)の午後4時までに補正が行われなかったときは、当該申請による登録はできません。

8 受付場所及び方法

安芸高田市役所建設部管理課入札・検査係(本庁第2庁舎1階)

郵送による申請も可能です。(期日を過ぎて提出先に到達した場合は、申請が無効となります。)

9 登録の有効期間

認定の日から令和5年3月31日までとします。ただし、令和5年度においてもその年度における資格が認定される日までは有効とします。

10 問い合わせ先

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791番地

安芸高田市 建設部 管理課 入札・検査係

TEL 0826-47-1201 FAX 0826-47-1206